



平成 18 年 8 月 23 日

各 位

会社名 株式会社テレウェイヴ  
代表者名 代表取締役社長 齋藤真織  
(JASDAQ・コード2759)  
問合せ先 取締役財務経理部長 滝ヶ崎 裕二  
電 話 03 - 5339 - 2301

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ

当社は、平成18年8月23日開催の取締役会において、当社第9回定時株主総会で承認されました「取締役に対しストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額および内容の決定の件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 新株予約権の発行日                 | 平成 18 年 9 月 7 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2. 新株予約権の発行数                 | 1,000 個<br>(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1 株)<br>なお、上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。                                                                                                                                                                                       |
| 3. 新株予約権の発行価額                | 本新株予約権につき、金銭の払込みを要しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数        | 当社普通株式 1,000 株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額    | 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という）の平均値に 1.05 を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権を割り当てる日の最終価格（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権を割り当てる日の最終価格を行使価額とする。 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 7. 新株予約権の行使期間                | 平成 20 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の割当対象者数
- 当社取締役 2 名

(ご参考)

- ・ 定時株主総会付議のための取締役会 平成 18 年 5 月 29 日
- ・ 定時株主総会の決議日 平成 18 年 6 月 29 日

以上